

熊谷市監査委員公告第8号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施し、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を決定したので、別添のとおり公表する。

令和2年11月20日

熊谷市監査委員 三 澤 欣 一

熊谷市監査委員 権 田 清 志

令和2年度財政援助団体等監査結果報告書

1 監査等の種類

熊谷市監査基準第2条第1項第3号に掲げる監査

2 監査等の対象

(1) 監査の対象

所管課 福祉部生活福祉課、長寿いきがい課
補助金交付団体 社会福祉法人 熊谷市社会福祉協議会

(2) 対象事務

令和元年度における補助金に係る出納その他の事務について

3 監査等の着眼点

【所管課】

- (1) 補助金の決定は関係法令等に適合しているか
- (2) 補助金の目的は明確か、公益上の必要性は十分か
- (3) 補助金の算定、交付方法、時期、手続等は適正か
- (4) 補助金の効果や条件の履行確認は実績報告書で行っているか
- (5) 補助金の交付団体への指導監督は適切か

【交付団体】

- (1) 事業運営等 事務事業は適正かつ効率的に行われているか
- (2) 会計経理事務 法令等に基づいて適切に処理されているか
- (3) 契約事務 安易な随意契約を採用していないか
- (4) 財産管理 現金・預金等の管理は適切か

4 監査等の主な実施内容

所管課の補助金に係る事務については、福祉部の定期監査において生活福祉課及び長寿いきがい課に提出を求めた関係資料を調査するとともに、交付団体の事務の執行が関係法令及び規定等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査し、関係職員から説明を聴取した。

(1) 主な監査項目

【所管部課】

- ア 補助金交付の根拠法令等
- イ 補助金の交付手続
- ウ 補助金の支出手続
- エ 事業実績報告書の確認手続

【交付団体】

ア 事業運営等

- (ア) 出勤簿
- (イ) 熊谷ふれあい広場事業
- (ウ) 手話通訳派遣事業
- (エ) ファミリーサポートセンター事業
- (オ) 理事会会議録
- (カ) 評議員会会議録

イ 会計経理事務

- (ア) 旅費命令書、出張に関する会議等開催通知及び復命書
- (イ) 会費現金出納帳
- (ウ) 通帳
- (エ) 補助金収入関係書類

ウ 契約事務

- (ア) 紙おむつ給付事業

エ 財産管理

- (ア) 通帳
- (イ) 備品台帳

5 監査等の実施場所及び期間

(1) 実施場所

監査委員事務局、妻沼行政センター301会議室

(2) 監査期間

令和2年10月5日から同年10月30日まで

6 監査の結果

令和元年度に福祉部生活福祉課及び長寿いきがい課が交付した補助金について、所管課における交付事務及び交付団体の出納は、おおむね適正に執行されていると認められた。また、交付団体に以下のとおり、注意、改善すべき点が認められたので、これらの措置を講じ、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

- (1) 収納金は社会福祉法人熊谷市社会福祉協議会経理規程第24条に基づき、受入後10日以内に金融機関に預け入れるべきである。
- (2) 指定管理業務を行っている施設の備品の取り扱いについて、市に購入の報告がなされていないものがあつた。管理に関する協定に基づき、適正な事務処理を行うべきである。